平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(特定個人情報保護委員会26一①)

別紙1

施策名	特定個人情報保護評価	5の推進				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁			
施策の概要	扱いについて自ら評価 に実施するために、特別	するものであ 定個人情報の	る。特定個 R護評価に係	人情報保護 系る規則や指	しようとする行政機関や地方公共団 委員会は、評価実施機関が特定個ノ 針の策定を行うとともに、評価実施 切に行われるようにする。	政策体系上の 位置付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	評価実施機関が適切に その他の事態の発生を				ことにより、特定個人情報の漏えい 雀保する。	全ての国民が利用するる番号制度において、 員会は、特定個人情報 保するため、特定個人 規則、指針を定めるほればならないため。	特定個人情報保護委 その適正な取扱いを確 情報保護評価に係る	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	目標	 	 年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
1 特定個人情報保護評価に 関する規則の策定	規則の制定	I I 平成2 I	6年度	・評価実施機関が、番号法の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施するために、番号法において委員会規則に委任されている事項及び特定個 における重要な手続を委員会規則で定める必要があるため。								
2 特定個人情報保護評価指 針の策定	指針の策定	I I 平成2 I	6年度	•評価実施	・評価実施機関が、番号法の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施するために、評価実施機関が講ずべき措置を指針で定める必要があるため。							
3 特定個人情報保護評価指 針の解説の作成	解説の作成	I I I 平成2 I	6年度	・評価実施機関が、番号法の規定に基づき国民から見て分かりやすい特定個人情報保護評価を適切に実施するために、特定個人情報保護評価指針の内容を詳細に 説明した解説が必要であるため。								
特定個人情報保護評価書 4 の審査・承認、確認及び公 表	評価書の審査・承 認、確認及び公表の 適切な実施	び公表の 各年度			・番号法の規定に基づき、評価実施機関から提出された特定個人情報保護評価書の受付がなされた後、これについて審査・承認、確認及び公表が適切に行われる必要があるため。							
5 関係機関向け説明会の実 施	説明会を適切に実施	· I I 平成2 I	成26年度 成26年度 ・国の行政機関や地方公共団体等が特定個人情報保護評価を円滑に実施するためには、関係機関を対象として、特定個人情報保護評価に関する説明会を関 ほか、講師を派遣する必要があるため。							する説明会を実施する		
達成手段	予算額計(執行額)		当初予算額	関連する	達成手段の概要等			平成26年 行政事業レビュー				
(開始年度)	23年度 24年度	25年度	26年度	指標				事業番号				
特定個人情報の取扱いに (1)関する監視・監督等に必要 な経費	- -	 	44,878 千円	1,2,3,4,5	・特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に沿って評価実施機関が適切に特定個人情報保護評価施することができるよう、関係機関と連携して説明会を実施する。・評価書の受付、公表の実施のため、国民が利用しやすい情報保護評価書受付システム(マイナンバー保護評価システム)の構まる。					001		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(特定個人情報保護委員会26-②)

別紙1

施策名	特定個人情報の保護に	関する広報	▪啓発▪国際	協力		担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁		
施策の概要	・国民や関係機関に対し・海外の機関と協力関係			について広	報を行う。	政策体系上の 位置付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	向上を図りつつ、関係格	幾関向けに制 連携し、情報	川度の周知を 交換を行う	:図ることで、 ことにより、番	報を行うことにより、国民の理解の 円滑に制度運用を開始させる。ま 号制度や個人情報保護を取り巻く	特定個人情報の適正なめ、特定個人情報保護 報の保護に関する広報 協力を行わなければな	委員会は特定個人情 るななを発並びに国際	政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	目標	目標	 !年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 パンフレット等の配布	関係機関等に配布	できるでは、								己布し、国民の理解の	
2 ウェブサイトの充実	ウェブサイトへのアク セス件数の増加								を図ることが必要であ		
3 国際会議への参加等	海外の動向の把握 各年度 ・個人情報の保護に関する国際会議等に出席するほか、他国の制度について調査を行い、各国の国際機関や個人情報保護当局との緊密な連携や 要があるため。						もでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また				
達成手段	予算額計(執行額)		当初予算額	関連する		成手段の概要等			平成26年 行政事業レビュー		
(開始年度) 	23年度 24年度	25年度	26年度	指標	定以1 校 V I M 文 可				事業番号		
特定個人情報の取扱いに (1)関する監視・監督等に必要 な経費		 	44,878 千円	1,2,3	・特定個人情報の保護に関する広幸 ・国際的な協力関係を構築するため					001	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(特定個人情報保護委員会26-③)

別紙1

施策名	特定個人情報	報の取扱い	に関する監	視∙監督			担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁		
施策の概要	特定個人情報	報の取扱い	に関する監	視・監督を行	·う。		政策体系上の 位置付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保				
	特定個人情報保することに					寺定個人情報の適正な取扱いを確	特定個人情報の適切なめ、特定個人情報保護 情報の取扱いに関する ければならないため。	委員会は、特定個人	政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	目標	票	目標	 年度			兵年度)の設定の根拠	<u>L</u>				
特定個人情報の適正な取 1 扱いに係るガイドラインの 策定	ガイドライン	ンの策定(· · · 平成2		・個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保のために、特定個人情報の利用、管理、提供などに関し、具体的な指針と を定める必要があるため。							
達成手段	予算額計(執行額)		当初予算額	関連する						平成26年 行政事業レビュー		
(開始年度) ————————————————————————————————————	23年度	24年度	25年度	26年度	指標						事業番号	
特定個人情報の取扱いに (1)関する監視・監督等に必要 な経費		- -	- 	44,878 千円		関係機関に対するヒアリング、アンク 効果的な運用を行うためのガイドラ		行政機関、民間企業等を	合む検討会において	倹討作業を行い、効率的か	001	